

**法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>**  
**環境関連法規制等の動き 2023年3月(2023.2.23～2023.3.20)**

**法令情報**

**1. 水質汚濁に係る環境基準について 付表6のシマジン及びチオベンカルブの測定方法を改正する件**

<環境省告示第6号>(2023.3.13公表)

除草剤に使用されるシマジン及びチオベンカルブの試験法の一つ、溶媒抽出又は固相抽出によるガスクロマトグラフィー質量分析法で使用するキャリアーガスについて、昨今のヘリウムガス不足を受けて水素ガスを追加する改正が行われました。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&bMode=1&bScreen=Pcm1040&id=195220047>

**法令検索** <https://elaws.e-gov.go.jp/>

**一般情報**

**1. 省エネ法の定期報告情報の任意開示制度の宣言フォームを公開しました (2023.3.3 経産省)**

ステークホルダーへの情報発信等を目的に、特定事業者等からの開示宣言に基づき定期報告書等の情報を開示する制度の試行運用(本格運用は2024年度)が開始します。今回、特定事業者等が任意開示制度への参画の意思を示すための開示宣言フォームが、資源エネルギー庁のサイト上に公開されました。なお、開示宣言を行った企業は、省エネに関する補助金申請の際に加点等行われる予定です。

<参考>経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230303003/20230303003.html>

**2. 2021年度 騒音規制法等 施行状況調査の結果について (2023.2.24環境省)**

騒音に係る苦情は全体で2.0万件(前年度比▲1104)あり、前年度の急増から一転減少しました。苦情の内訳をみると、建設作業が最も多く7.5千件(全体の37.9%)、工場・事業場が5.5千件(同27.8%)、営業が1.5千件(同7.4%)等でした。また、同法に基づく指定地域内の特定工場等への苦情は723件(前年度比+130)、立入検査は365件(同+17)行われ、改善勧告は1件(同▲1)出されました。改善命令は0件(同▲1)でした。

<参考>環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_01198.html](https://www.env.go.jp/press/press_01198.html)

**3. 2021年度 悪臭防止法等 施行状況調査の結果について (2023.2.24 環境省)**

悪臭に係る苦情は1.3万件(前年度比▲2488)で減少しました。苦情の内訳では、野外焼却が3.6千件(全体の27.9%)、サービス業・その他が1.9千件(同14.7%)、個人住宅・アパート・寮が1.7千件(同13.4%)等でした。同法に基づく規制地域内の工場・事業場への苦情は4.6千件(同▲661)、立入検査は1千件(同▲720)と減少、改善勧告は5件(前年同)出されました。改善命令は0件(前年同)でした。

<参考>環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_01194.html](https://www.env.go.jp/press/press_01194.html)

**4. 2021年度 振動規制法等 施行状況調査の結果について (2023.2.24環境省)**

振動に係る苦情は全体で4.2千件(前年度比+146)あり、ここ2年間は4千件を超えています。同法に基づく指定地域内の特定工場等への苦情は114件(同+6)、立入検査は56件(同▲18)行われ、行政指導は70件(同▲12)、改善命令共は0件(前年同)0でした。

<参考>環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_01197.html](https://www.env.go.jp/press/press_01197.html)

## 5. 2021 年度 PRTR データの概要等について ―化学物質の排出量・移動量の集計結果等―

(2023. 3. 3 環境省)

化管法に基づく化学物質排出・移動量届出 (PRTR) 制度における 2021 年度調査結果が公表されました。届出排出量は 12.5 万 t (前年度比+0.8%)、届出移動量は 26 万 t (同+12.6%) といずれも増加しました。うち製造業からの届出排出・移動量の合計は 37.2 万 t で全体の 97% を占めました。また届出排出・移動量が多かった物質は、トルエン 8.9 万 t (全体の 23%)、マンガン及びその化合物 6.7 万 t (同 17%)、キシレン 2.7 万 t (同 7.1%)、クロム及び三価クロム化合物 2.7 万 t (同 6.9%) 等でした。

〈参考〉環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_01233.html](https://www.env.go.jp/press/press_01233.html)

## 6. 脱炭素経営の促進に関する各種ガイドの改定について (2023. 3. 6 環境省)

環境省は、企業の脱炭素経営の具体的な行動を促進するための各種ガイドを策定しています。今回、ガイドが改定され、「中小規模事業者向けの脱炭素経営導入ハンドブック」については、これから脱炭素化へ取り組む事業者へ配慮したものへリニューアルするとともに、解説動画を掲載、その他ガイドについては、モデル事業により得られた成果事例や最新の動向が追加されました。

〈参考〉環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_01268.html](https://www.env.go.jp/press/press_01268.html)

## 7. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2023. 2. 24 環境省)

ゼロ・ジャパン株式会社の埼玉県川越市にある廃 PCB 等の分解施設及び PCB 汚染物の洗浄施設が、廃棄物処理法に基づく低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理施設の認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_01213.html](https://www.env.go.jp/press/press_01213.html)

## 意見募集情報

### 1. 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について (2023. 3. 14 環境省)

2021. 4. 1 施行の改正大防法第 18 条の 15 に基づき、解体等工事の元請業者は原則当該工事が粉じん排出作業に該当するか事前調査し発注者に説明する義務があります。今回、建築物 (2023. 10. 1 施行) に続き、**工作物に係る事前調査**についても適切に実施するため、**原則必要な知識を有する者に行わせなければならない**とする改正が行われます (2026 年施行予定)。環境省は 2023. 4. 14 まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220073&Mode=0>

〈参考〉環境省ホームページ (改正法について) [https://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](https://www.env.go.jp/air/post_48.html)

### 2. 設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために

**必要な知識を有する者として環境大臣が定める者の一部を改正する告示案** 及び **特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の一部を改正する告示案に関する意見募集について** (2023. 3. 14 環境省)

上記 1. に関連し、**工作物の事前調査者について必要な知識を有する者の基準**を規定する改正、特定建築材料 (石綿) が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物に“観光用エレベーターの昇降路の囲い”を追加する改正が行われます。環境省は 2023. 4. 14 まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220072&Mode=0>

**3. 「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）及び  
化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針（案）」  
に関する意見募集について（2023. 3. 7厚労省）**

2024. 4. 1施行の改正労働安全衛生規則では、リスクアセスメント対象物(第12条の5)のうち、一部の物質については、屋内作業場において労働者が当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下としなければなりません(第577条の2第2項)。今回、題記技術上の指針が策定され、労働者が当該物質にばく露される程度(濃度)を確認する方法及び保護具の使用方法等、事業者が実施すべき事項が規定されます。厚労省は2023. 4. 5まで意見募集を行っています。なお、濃度基準値設定物質と基準値は今後設定されます。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220426&Mode=0>

〈参考〉厚労省ホームページ(改正規則について) [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25984.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25984.html)

**公募情報**

**1. 革新的な省 CO2 実現のための部材（GaN）や素材（CNF）の社会実装・普及展開加速化事業補助金の追加公募開始について（2023. 3. 16 環境省）**

この事業は、革新的な省 CO2 を達成することが可能な部材や素材である窒化ガリウム（GaN）やセルローズナノファイバー（CNF）を活用し製品への導入を図る事業者を対象に、商用規模生産用の設備投資等を行う際の経費の一部が補助されます。今回、第二次公募が開始されました。期限は2023. 4. 28 です。

〈参考〉環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/111025\\_00001.html](https://www.env.go.jp/press/111025_00001.html)

以 上